

「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社（以下「本事業者」という。）が、山形県鶴岡市において、最大で出力 25,150kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居、学校及びその他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在している。

また、対象事業実施区域では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカのペアによる営巣が複数確認されており、対象事業実施区域の周辺で本事業者の子会社による稼働中の風力発電設備の事後調査において、クマタカのバードストライクの蓋然性の高い事案が発生している。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類等を始めとした多数の鳥類の渡りルートとなっており、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき身近な鳥獣生息地として指定されている県指定三瀬鳥獣保護区が存在するほか、対象事業実施区域の周辺には、ラムサール条約湿地に登録され、鳥獣保護管理法に基づき集団渡来地として指定されている国指定大山上池・下池鳥獣保護区が存在し、山形県の指定文化財天然記念物に指定されている「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」が存在する。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行った上

で、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等の関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、本事業者の子会社による風力発電所が稼働中であり、騒音や風車の影、鳥類等に対する累積的な影響が懸念されることから、地域全体の環境影響の低減を図るため、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う騒音は最大で9 dB、風力発電設備の稼働に伴う騒音は最大で6 dB と、参考とした環境基準等は満足するものの、いずれも現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な説明を実施すること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカのペアによる営巣が複数確認されており、特にWT04、WT05及びWT06の風力発電設備については、本事業者が予測する営巣中心域からは外

れているものの、設置予定箇所においてクマタカの飛翔が高い頻度で確認されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類等を始めとした多数の鳥類の渡りルートとなっており、鳥獣保護管理法に基づき身近な鳥獣生息地として指定されている県指定三瀬鳥獣保護区が存在するほか、対象事業実施区域の周辺には、ラムサール条約湿地に登録され、鳥獣保護管理法に基づき集団渡来地として指定されている国指定大山上池・下池鳥獣保護区が存在し、山形県の指定文化財天然記念物に指定されている「三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地」が存在する。

これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類等への重大な影響が懸念されるため、本事業の実施による鳥類等への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカの複数のペアによる営巣及び多数の飛翔が確認されており、そこに生息する複数のペアの行動圏の設定に不明確な部分がある。また、営巣中心域の境界線上に近接して風力発電設備が存在していること等から、繁殖活動及び採餌行動への影響が懸念される。

これらのことから、営巣中心域及び高利用域の見直しを行い、その結果、クマタカの衝突リスクが相対的に高くなっている風力発電設備について、専門家等の助言を踏まえ、可能な限りクマタカの飛翔確認位置から離隔を確保するなどの配置の変更、設置の取りやめ、稼働調整の検討を行うこと。

イ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中に繁殖状況のモニタリングを実施し、繁殖活動への影響を回避・低減するため、必要に応じて、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。また、クマタカの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ ガン類、ハクチョウ類等の渡りについて、対象事業実施区域に、春季・秋季の飛翔・渡りが集中して確認され、国指定大山上池・下池鳥獣保護区等との主要なルートとなっていることから、渡り期・越冬期等、衝突のおそれが高い季節及び時間帯について、専門家等の助言を踏まえ、精度の高い稼働調整を行う等の技術的な検討を実施すること。

エ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、監視カメラの設置、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

特に、クマタカのバードストライクが発生した場合は、当該風力発電設備の稼働を停止し、専門家等の助言を踏まえ、同様にクマタカが衝突する可能

性が高い風力発電設備の稼働を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、必要な追加的な措置を講じた上で稼働を再開すること。

オ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡・調整を行うとともに、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

カ バットストライクの影響を低減するために本事業者が実施を検討している、カットイン風速以下でフェザーモードを実施する環境保全措置については、措置の内容が十分なものとなるよう、最新の知見や専門家等の助言を踏まえて実施すること。

(3) 土地の改変に対する環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により土工量が著しく多くなっていることから、これらの設計及び工法に関して、更に詳細な検討を行い、土地の改変を可能な限り減らし、切土量及び盛土量の少量化を図るとともに、土地の安定性を確保すること。また、やむを得ず大きな改変を行う場合においては、風車ヤード、道路を問わず、濁水の発生防止や土砂の流出について検討し、必要な対策を講ずること。さらに、やむを得ず発生する残土についても、対象事業実施区域内への土捨場の設置による処分を優先せず、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを検討すること。